

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

黒潮町の人口構造は、令和2年（R E S A S 参考）において、総数10,262人、年少人口【0～14歳人口】891人（8.68%）、生産年齢人口【15歳～64歳人口】4,757人（46.36%）、老齢人口【65歳以上】4,614人（44.96%）であり、超高齢化社会となっている。

黒潮町の産業は、商工業は駅周辺、水産業は臨海エリア、農業を始めとする1次産業は平野や山間部と広域に立地しており、令和3年経済センサス基礎調査等による、市町村内の事業所数は524事業所数となっている。そのうち、法人会社は110事業所数となっており、ほぼ、全数が中小・零細企業となっている。

また、国勢調査等の産業ごとの従事比率は、農を始めとする1次産業が29%、製造業が10%、建設業が10%、卸・小売業が9%、宿泊業が5%等、多岐にわたり、偏った比率にはなっていない。

現在、域内の事業者数は（中小企業及び個人事業者）減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して黒潮町産業推進補助事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体となり、幡多地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

黒潮町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が黒潮町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産

性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

黒潮町の産業は、商工業は駅周辺、水産業は臨海エリア、農業を始めとする1次産業は平野や山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、黒潮町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

黒潮町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が黒潮町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日～令和7年6月27日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

単に人員削減を目的とする取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。